

茨城労働局からのお知らせ

12月

項目	内容	時期	広報の方法・場所等	担当課室
年末年始労働災害防止強化運動	<p>年末年始は、掃除や機械設備の保守点検等の作業が多くなるとともに、積雪や凍結等による労働災害発生のリスクが大きくなることから、作業前点検の実施、作業手順や非常作業における安全確認の徹底、交通ルールの順守による労働災害防止の強化を図ります。</p>	12月1日～1月31日	資料提供	労働基準部健康安全課 029-224-6215
12月は職場のハラスメント撲滅月間です	<p>ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けての業務繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月に集中的な広報を実施します。</p> <p>また、令和3年3月末までの間、職場におけるパワハラ、セクハラの相談はもとより、就職活動中の学生からのセクハラに関する相談、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等に対し、特別相談窓口を設けて適切に対応します。</p>	12月1日～12月31日	資料提供	雇用環境・均等室 029-277-8295
障害者の法定雇用率の引き上げ - 令和3年3月1日から、対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります -	<p>障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり、この法定雇用率が、令和3年3月1日から引き上げになります。</p> <p>民間企業2.3%（現行2.2%） 国、地方自治体等2.6%（現行2.5%） 都道府県等の教育委員会2.5%（現行2.4%）</p>	令和3年3月1日から 引き上げ	資料提供	職業安定部職業対策課 029-224-6219 又は各ハローワーク
改正高年齢者雇用安定法が 令和3年4月1日から施行されます	<p>少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を図ります。</p> <p>この改正は、定年の70歳への引上げを義務付けるものではありませんが、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるものです。</p>	令和3年4月1日から 施行	資料提供	